

士別地区消費者教育 支援プログラム

中学生の発達段階に応じた教育の確保、研修の充実、人材の活用など、学校の消費者教育を推進するための体験型「消費者教育支援プログラム」です

士別地区広域消費生活センター

中学校実施要項
(2026年度)

消費者教育支援プログラム

目 次

■実施要項(中学校)	P1～P4
■支援プログラム(中学校)	P5～P6
■授業案内「消費者教育を体験しよう！」	P7～P16
学習指導案	
授業案内「インターネット・スマホのモラル授業」紹介	
■2025年度消費者教育授業風景	P17
■2025年度実績報告	P18～P20
■申込書	

2026年度士別地区消費者教育支援プログラム

中学校実施要項

1. 要 旨
当市では小中高生の発達段階に応じた教育の確保、研修の充実、人材の活用など、学校における消費者教育を推進するための「消費者教育支援プログラム」を策定しました。
この授業プログラムを実践し、児童・生徒が消費生活及び社会問題等の学習をとおり生涯にわたり賢い消費者への一歩を踏み出し、良き社会人・家庭人・職業人となることを目的とします。
2. 連絡会議
支援プログラムを円滑に進めるため、必要に応じ二者による連絡会議を開催し協議・調整を図ります。
 - ①実施学校(各学校毎)
 - ②士別地区広域消費生活センター
3. 申込窓口・実施機関
士別市役所内（士別地区広域消費生活センター）
〒095-8686 士別市東6条4丁目
電話 23-3820(直通)、26-7736・FAX 23-4790
e-mail kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp
4. 派遣費用 無料 ※資材が必要な場合は費用が発生する場合があります
5. 支援プログラム一覧
 - 教科の選択 次の支援プログラムの中から各学校が選択します。
他に希望のある時は別途協議となります。
 - 講師の決定 士別市消費生活相談員以外の講師については、回数に制限があり重複時等は別途協議となります。
 - 使用する資料 「くらしのノート」(中・高校生版)
発行：士別地区広域消費生活センター(令和3年度改訂版)
教科書・その他教材
 - 担当する講師 ①年間を通し派遣可能
士別市消費生活相談員
②要調整・協議
外部講師

■中学生の領域別消費者教育の目標

【特徴】 行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決能力の理解が望まれる時期

重点領域		目標
消費者市民社会の構築	消費者がもつ影響力の理解	消費行動が環境や経済に与える影響を考えよう
	持続可能な消費の実践	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう
	消費者の参画・協働	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう
商品等の安全	商品の安全の理解と危険を回避する能力	危険を回避し、商品を安全に使う手段を知り、使おう
	トラブル対応能力	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう
生活の管理と契約	選択し契約することへの理解と考える態度	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう
	生活を設計管理する能力	消費に関する生活管理の技能を活用しよう
		計画的な買い物や貯金をしよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身につけよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	著作権や発信した情報への責任を知ろう
	消費生活情報に関する批判的思考力	消費生活情報の評価、選択を通じ、意思決定の大切さを知ろう

【領域】 消費者教育における全体像・体系的関係が見通せるように定義させた消費者教育における分野です。

【消費者市民社会の構築】

- ・自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択する力
- ・持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り込むことができる力
- ・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸問題の解決のために行動できる力

(2) 中学校

■「安全」に関する目標と学習内容

- 商品(食品を含む)の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。
- 商品による事故・危害に適切な対処ができる。
- 安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。

具体的な目標	学習内容
①日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な扱いができる	<ul style="list-style-type: none"> 製品の正しい使用方法やマーク等を無視した誤った使用は危険である事を理解する 製品に付与された安全のマーク(SG マークなど)や警告マークの意味や特徴などについて理解する 食品表示(JAS マーク)や、アレルギー物質などに関する正しい知識を理解する 食品表示の安全について興味関心を持つ 防災製品など、安全を守るための様々な製品の存在を知り、使い方を身につける
②日用の商品による事故・危害に応じた相談機関を利用できる	<ul style="list-style-type: none"> 安全に問題がある製品や食品等に接した場合、身近な人に相談する習慣を身につける 製品の安全に関する相談機関や PL センター等の存在や役割を理解する 安全に問題がある製品や食品等に接した場合、クレームを出すことができることを理解する
③商品の安全性、消費者の安全を確保するための取り組みを知り、法律や制度に関心を持つことができる	<ul style="list-style-type: none"> 製品の安全を確保するための取り組みや法制度(製造物責任法)について興味を持つ 法律や制度が遵守されない場合、被害が発生することを理解する

■「契約・取引」に関する目標と学習内容

- 自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。
- 家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。
- 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。
- トラブルにあったときに適切な対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。

具体的な目標	学習内容
①日用の商品を買う時に、必要性や価格・品質などを比較検討して選択できる	<ul style="list-style-type: none"> 身の回りの商品を買うときに必要なものと、必ずしも必要ではないが欲しい物を分別する習慣を身につける 身の回りの商品について必要性や付加価値等の費用対効果を検討する習慣を身につける 必要性や欲求の度合いに応じて商品を探し、価格や品質の関係を考える習慣を身につける
②家計や将来の生活を考えて、買い物や購入計画を立てたり、貯金などを有効に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> お金について、計画的な使い道を考えて使用する習慣を身につける 生活設計をしっかりと立て、預貯金やローンを適切に活用することの大切さを理解する 生活上のリスクを知るとともに、保険の活用を理解する 株式など金融商品について、特徴やリスクとリターンについて理解する
③契約の意味と基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができる	<ul style="list-style-type: none"> 契約の意味や基本的な法律(消費者契約法等)について理解する お金の役割や契約、カード・金利など、現代社会における金融経済の仕組みの基礎を理解する
④契約・取引のトラブルに遭ったときに、消費者のための法律・制度を活用したり、身近な人や相談機関に相談することができる	<ul style="list-style-type: none"> 契約・取引でトラブルに遭ったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける 契約・取引に関するトラブルの際、相談する機関が存在することを理解する

■「情報」に関する目標と学習内容

- ・ 情報通信を消費生活の向上に役立てることができる。
- ・ 個人情報適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。
- ・ 知的財産権に配慮して、他人の創作物などを利用できる。

具体的な目標	学習内容
①情報通信の利便性を理解し、情報の収集・発信などの際に情報通信を適切に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやインターネット機器を活用した情報通信の基礎を理解し、情報収集する力を身につける ・情報通信の利便性ととも、危険性を理解する ・情報通信等を通じて、個人や組織の情報発信や意思疎通を図ることができることを理解し、その技能を身につける ・インターネットを利用する際の最低限知っておくべきルールやマナーを身につける
②情報の収集・発信の際に起こる問題や解決方法などを理解して、個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の個人情報を守る意識を身につける ・情報通信の利便性ととも、危険性を理解する ・インターネットを利用する際の自他の権利などの法律や制度等を理解する
③作品や商品には知的財産権があり、法律で保護されていることを理解し、知的財産権に配慮し他人の創作物などを利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権について、基礎的な概念を理解する ・インターネット等の情報通信を利用する際に、知的財産に権関する注意点を理解する ・インターネット上のコピーの法的規制や、偽ブランドの違法性など、生活の中の知的財産権について考える習慣を身につける

■「環境」に関する目標と学習内容

- ・ 商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。
- ・ 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる。
- ・ 持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。

具体的な目標	学習内容
①日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解し、環境に配慮した商品を選ぶことができる	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した商品の分類や表示マークの特徴や意味を知り、その商品が環境に対してどのような効果や影響を及ぼしているのかを理解する ・日用品を提供する企業の環境への取り組みについて知り、環境に配慮した製品について理解する
②消費生活が環境に影響を及ぼす影響を理解し、日用の商品の使用・廃棄について適切な対処ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活と環境との関係性や商品の適切な使用・廃棄方法を身につけるとともに、それが環境に対してどのような影響を及ぼすのかを理解する。 ・省エネに配慮した商品の使用やごみの分別など日常生活での環境に配慮した習慣を身につける。 ・循環型社会を形成するために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の原則を理解する ・ライフサイクルアセスメントの考えを理解する
③身の回りで取り組まれている環境保全活動の方法を話し合ったり、参加したりすることができる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われている様々な環境保全活動に興味を持つ ・身の回りで取り組まれている環境保全活動のうち、興味ある分野に参加する習慣を身につける
④国内や国際的・地球規模の環境問題と消費生活との関連に関心をもち、それらに関わる環境保全活動に参加・協力できる	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の社会的責任や環境問題に対する情報を収集し、取り組み内容の必要性を理解する ・地域の環境問題に関する社会的な取り組みの必要性を理解する ・また興味のある分野の活動に参加する習慣を身につける ・環境問題に関する講座や環境に関するボランティア活動などにおいて、環境問題に対する社会的な取り組みの必要性を理解し、次世代へのつながりの重要性を理解する

士別地区消費者教育支援プログラム(中学校)

■士別市消費生活相談員が講師を担当するプログラム

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	予定講師
1	●私たちはみんな消費者です！ 消費者の「権利」と「責任」 契約について	契約 取引 情報	★教材学習（パワーポイント） くらしのノート：P4～P9 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P274～277・282 公民 P134	1～2	市消費生活相談員
	●契約ってなんだろう 君ならどうするこんな時 契約の仕組みと悪質商法		★教材学習（クイズ学習・ロールプレイング）くらし のノート P6～P21 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P270 ～273 P278～282 公民 P135・P148～149		
	●悪質商法の被害者にならないために「悪質商法対策ゲーム」		★教材学習 くらしのノート P6～P21 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P278～282		
2	●お金について考えてみよう 販売方法と支払い方法 ローン・クレジットの仕組み	契約 取引	★パワーポイント学習 くらしのノート P22～P29 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P272～273 公民 P132～133	1～2	市消費生活相談員 銀行協会
3	●食生活の安全 「食品成分と表示」 清涼飲料水を作ってみよう！ バランスを考えた食生活～ 栄養素の種類と特徴	安全 契約 取引	★食品簡易実験 【くらしのノート】 P34～P45 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P90～93・P98～115・P118・124 P152～155・P166～167	1～2	市消費生活相談員
4	●守ろう環境・生かそう資源 買い物ゲーム～買い物上手は エコ上手～環境問題「3Rと省エネ ルギー」	環境 契約 取引	★教材学習「買い物ゲーム」 くらしのノート P46～P54 【教科書】技術・家庭：家庭分野 P282～289・P307～309 公民 P183・P194～195	1～2	市消費生活相談員

■消費生活相談員プログラム活用教材

No.1	悪質商法対策ゲーム 消費者アクションゲーム	悪質商法の事例と対処・対策についてカードを用いて手口を知り、ボードゲームを楽しみながら学べる教材です。 (公益財団法人 消費者教育支援センター)作成
No.4	買い物ゲーム ～買い物ゲームはエコ上手～ (株)ダイナックス都市環境研究所・沖縄リサイクル運動市民の会 作成	相談員手作りの「グリコンスーパー」を教室に持ち込みます。環境に配慮したお買い物をすることでグリーンコンシューマーを育てます。 (株)ダイナックス都市環境研究所・沖縄リサイクル運動市民の会 作成

■外部講師によるプログラム

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	予定講師
5	●安全・安心な生活のために 製品事故を防ごう・事故を防ぐためのマーク	安全	★製品実験 くらしのノート P30~P33 【教科書】技術・家庭 P306~307 公民 P135	1~2	道立消費生活センター・製品評価技術基盤機構ほか
6	●独占禁止法教室 私たちの暮らしと市場経済競争の役割	契約 取引	★ゲーム・グループディスカッション形式 【教科書】公民 P138~139・P150~153	1~2	公正取引委員会事務総局北海道事務所
7	●株式会社の仕組みと証券市場 ●社会や経済の動きと株価 経済や株式の仕組みをロールプレイングを交え実施	契約 取引	★ボードゲーム『ブルサ』 ★株式学習ゲーム 【教科書】公民 P140~143・P154~157	1~2	日本取引所グループ（東京証券取引所）CSR推進室
8	●衣類の手入れと表示 繊維の燃焼実験 洗剤（界面活性剤）の性質実験	安全	★製品簡易実験 くらしのノート P33 【教科書】技術・家庭 P190~203	1~2	ライオン(株)・道立消費生活センター
9	●あかりのエコ教室 自分たちであかりの省エネ（白熱・蛍光・LED電球）	安全 環境	★実験学習：手回し発電機を使った電球の実験 【教科書】技術・家庭 P284~285	1~2	家電メーカー
10	●エコと太陽光発電教室 太陽光発電と私たちの生活	安全 環境	★実験学習：太陽電池の観察実験【教科書】技術・家庭 P284~285	1~2	家電メーカー
11	●はじめよう！エシカル消費 持続可能な開発目標（SDGs）	安全 環境	★専門家による講義 ★教材学習 くらしのノート P46~P54 【教科書】技術・家庭 P82~84・P172~174・P226~227・P256~258・P283~288 公民 P215~225・P230~236	1~2	・道立消費生活センター・専門家
12	●インターネット・携帯電話の知識 （専門家による特別授業）	契約 取引 情報	★専門家の講義 ★オンライン授業 くらしのノート P14~P21 【教科書】技術・家庭 P268~269 公民 P16~19・P94~97 道徳中学2 P85~92	1~2	インターネット・携帯電話専門家外部講師

「消費者教育を体験しよう！！」 中学校での消費者教育出前講座のご案内

士別地区広域消費生活センターでは、判断力のある自立した消費者を育むため、消費者教育を支援しています。学校における消費者支援事業においては、「児童生徒自身が消費者であり、権利や責任について学び、自分たちが社会の中で今後大きな役割を担っていくということを自覚させる」をテーマに、出前講座を実施しています。



(プログラム No. 1)

■契約ってなんだろう

パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約は気付かないところで、すぐ身の回りにあること」や「契約についての消費者の権利や責任」を分かりやすく説明します。また、生徒が巻き込まれやすいインターネットや携帯電話のトラブルや悪質商法についてロールプレイングなどでその事例を学び、問題点や解決方法を自分たちで導き出します。さらに、契約する際に本当に必要かどうかの判断が重要であることも学習します。



- ・「くらしのノート 中・高生用」(令和3年度改訂版)
- ・クリアファイル「クーリング・オフを活用しよう」



2021年に士別地区広域消費生活センターが作成した副読本「くらしのノート」、クリアファイル「クーリング・オフを活用しよう！」最新の士別市の相談事例「士別！くらしねっと情報」などを用いて学習します。

■指導内容「契約って何だろう 契約の仕組みと悪質商法」 中学生50分授業 プログラムNo.1

ねらい

- 若者が被害にあうことが多い悪質商法の事例を紹介し、なぜ被害に遭ってしまったのかを考察する
- インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる
- 自分ならどうするか、トラブルの回避方法と対処方法を考えさせ、消費者として合理的に行動する態度を養う

学習過程	学習内容	指導上の留意点	効果
導入 10分	消費者トラブルについて知っていることを発表する ダイヤモンドランキング ～地元を離れ一人で暮らす ときの住居を決めよう～ 教科書P266	事前学習の理解度を確認する 商品の購入やサービスを選択するときに考えるポイントがあり、その中で自分の優先順位を決定し、総合的に考えて選ぶ。他者の考えも否定せず違いを知ろう	消費者トラブルについて、自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する(関心・意欲・態度)
展開 35分	・契約のしくみ 契約とは何だろう？ 消費者庁「身近な契約の チェックポイント」動画(5分 49秒) ・契約前に考えたいこと ・契約書とは？	「契約」とは「申し込み」に対して「承諾」しお互いの意思が一致(合致)した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」 ・口約束でも契約は成立する(民法) ・契約成立するのはいつか(クイズ) ・「契約」とは私たちの生活の中に常にあることを動画で再確認 契約を結ぶと、お互いその内容を守る「責任」が発生する。勝手にやめたり、変更したりすることはできない ・本当に必要なものか ・自分の小遣いの範囲で買えるか ・高額であれば必ず家族と相談 ・通常は、商品の引き渡しと代金の支払いが同時にその場で完了してしまうため必要がない。あくまで万が一トラブルが起きた際に備えて、証拠として残すため ・原則契約内容全てを書く	中学生になると、購入の範囲も広がることから、契約の意味と契約の基本的なルールや仕組みを理解し、適切な消費行動ができるよう学習する 成人になると、クレジットカード等借入可能な金融手段を利用することもある。多重債務等の金融トラブルを予防するため契約の重要性を学習する 後のトラブルを防止するため契約前に商品の購入方法を考えさせる
	悪質商法の手口 教科書P279 ・契約を取り消したいときは消費者を支える仕組み(法律・制度) 教科書P281	若者の消費者トラブル(キャッチセールス・アポイントメントセールス・連鎖販売取引) 民法・消費者契約法・特定商取引法 ・未成年者の契約は親権者の同意が必要であり、同意のない契約は取り消せる(民法)※取り消せない場合もある ・特定商取引法のクーリング・オフによる解約 ・消費者契約法による取り消し	契約・取引のトラブルにあったとき、消費者のための法律・制度を活用し解決できるよう学習する
	★インターネットショッピング 教科書P271	・インターネットで商品を購入した経験があるか生徒に確認する ・画面上の表示(広告)を見て商品を購入するか否かを判断する。店頭販売と違って実際に手にとって商品を見て判断することができないためトラブルが多い ・ネットショッピングは、原則クーリング・オフの対象外となる ・その代わりに「返品特約の表示」が義務づけられている。必ず返品特約の表示を確認する ・信頼のできる事業者を選ぶ(プラットフォームを通す)ジャドマ	自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する 特定商取引法の「通信販売にあたり「広告の表示義務」がある 通信販売はクーリング・オフできないため表示を確認することの重要性 インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる
	最新のトラブル事例 教科書P278	・利用する前に確認することは SNS上の危険 ・副業トラブル ・フィッシング詐欺(SMS) ・オンラインゲームの課金トラブル	情報を見極める力をつける
まとめ 5分	消費者の権利と責任 教科書P276～277	消費者市民社会の構築	行政に相談することでデータ化され法整備や悪質業者を排除することができることを知る 社会人になった時に困らないように、普段からニュースなどに関心を向け、消費者市民社会に向けてできることを考えさせる
	相談窓口の利用 教科書P282	消費者トラブルにあったとき、一人で悩まず、誰かに相談すること 相談窓口「188」の周知をする	消費者トラブルにあった時、全国に相談する行政機関があることを知る

※導入で実施する「ダイヤモンドランキング」の他に、展開で「ロールプレイング」の実施も可能です

(プログラム No. 1)

■消費者アクションゲーム

「悪質商法の被害者にならないために」

パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約」についての基本を分かりやすく説明します。

またすぐろくゲームを用いてどのような悪質商法のトラブルがあるのかを知り、問題点や解決方法を学習します。



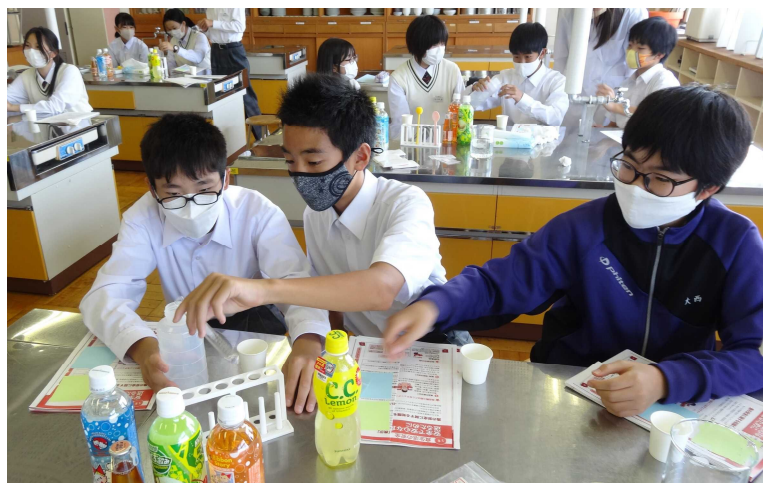
(プログラム No. 3)

■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」

清涼飲料水を、5～6人のグループごとに作成させ糖分の量を確認し、砂糖は5大栄養素の炭水化物の糖質として分けられ二糖類に属し、すぐれたエネルギー源であるが、栄養バランスや糖分の多量摂取による問題点を確認します。

また作成過程で実際に試食しながら食品添加物による味の移り変わりと着色を確認し、食品添加物の問題点についても学習します。

栄養表示を適切に読み取り、エネルギーの取りすぎなどに注意し、自分の生活に適した商品を選択ができる知識を養います。(1～2時限)



■指導内容 悪質商法の被害者にならないために(消費者アクションゲーム)2時間100分 プログラムNo.1

○若者が被害にあうことが多い悪質商法の事例を紹介し、なぜ被害に遭ってしまったのかを考察する

○悪質商法に対する消費者の基本的な対処・対策である未成年者契約、クーリング・オフ制度、消費生活センターの役割を知り、今後の契約やトラブル防止に役立てる

○インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる

○「消費者アクションゲーム」で若者が巻き込まれやすい悪質商法・契約トラブルを知り、その特徴や問題点に気づく

○自分ならどうするか、トラブルの回避方法と対処方法を考えさせ、消費者として合理的に行動する態度を養う

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考
導入	5分	契約について知っていることを発表する	契約の理解度を確認する	契約について、自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する	
展開	45分	・契約のしくみ 契約とは何だろう？ ※パワーポインターを使用 ※契約クイズ	「契約」とは「申し込み」に対して「承諾」しお互いの意思が一致(合致)した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」 契約とは、当事者間の約束を意味し、物を買うのも借りるのも、洋服を買ったり(売買契約)バスに乗ったり(旅客運送契約)DVDを借りたり(賃貸借契約)するのも全て契約である 私たちの周りには契約がいっぱいであり生活の多くは「契約」で成り立っている	中学生になると、購入の範囲も広がることから、契約の意味と契約の基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができるよう学習する	くらしのノート
		・「契約」は「法的な責任が生じる約束事」	いったん契約を結ぶと、お互いその内容を守る「責任」が発生する。勝手にやめたり、変更したりすることはできない。(法的な責任が生じる約束事) ・口約束でも契約は成立する	社会に出れば、クレジットカード等、借入可能な金融手段を手にする可能性が高いため、多重債務等の金融トラブルを予防する意味でも、契約の重要性を学習する	
		・契約書とは？	・通常は、商品の引き渡しと代金の支払いが同時にその場で完了してしまうため必要がない ・契約書は、あくまで万が一トラブルが起きた際に備えて、証拠として残すためのもの ・契約内容全てを書くのが契約書		
		通信販売(ネットの契約)契約クイズ	通信販売のトラブルを防ぐポイント	通信販売はク・オフできない場合は表示を確認することの重要性	
		・契約前に考えたいこと	・本当に必要なものか ・自分の小遣いの範囲で買えるか ・商品は金額に見合ったものか ・高額であれば必ず家族と相談	後のトラブルを防止するためにも契約前に商品の購入方法を考えさせる	
		・契約を取り消したいときは	・未成年者の契約は親権者の同意が必要であり、同意のない契約は取り消せる 取り消せない場合もある	契約・取引のトラブルにあったとき消費者のための法律・制度を活用し解決できるよう学習	
		消費者の権利と責任 消費者を支える仕組み	消費者基本法 消費者の8つの権利と5つの責任 消費者契約法・製造物責任法・特定商取引法 ・クーリング・オフ制度による取り消し ・未成年者による契約 ・消費者契約法による取り消し	成立した契約も取り消せることを伝える	
		★君はかしこい消費生活を送れるか!?	やってみよう!トラブルにあっちゃう度テスト	生徒の消費生活におけるトラブルへの危機感を確認する	
		悪質商法の手口 ※契約クイズ 若者の消費者トラブル	クーリング・オフ制度とは(特定商取引法) 対象となるもの・書面の書き方 ・初めての1人暮らし!しつこい新聞の勧誘 ・キャッチセールス・アポイントメント商法 ・マルチ商法	若者がトラブルに遭いやすい事をもとに、事例検討する	
		★はっきり断ってみよう! 相談事例検討	アダルト不当請求、二次被害 ネットの通信販売、オンラインゲーム等		
休憩10分					

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考
導入	2分	○消費者、特に若者が契約・金銭に関してトラブル・被害にあってる現状を把握する	・前の時限で学んだ基礎知識の再確認 ・実際のトラブル把握 ・テーマは契約・取引 ・生徒用記入用紙を配布する	・2グループに分かれ机を並び替えるように指示する。(休憩時間)	ゲーム準備 (筆記用具・電卓を各自で準備してもらう)
展開	10分	○ゲームのルール説明 (10分説明)	【ゲームの流れ説明】 ・自分のコマを決めジャンケンで順番を決め時計回りの順番でスタート ・サイコロを振って目の数だけ進め、止まったマスの指示に従う ・最初の持ち点500ポイントから開始し、ポイントの増減があるマスに止まったら、記録用紙にイベントとポイントの増減を記入する ・全員がゴールした時点でゲーム終了。ただし、時間内に終了しなかった場合は、時間で終わる ・ゲームの勝敗は、終了時に、持ち点のポイントが一番高いプレイヤーが勝ち	・ゲーム教材の趣旨とルールを簡単に説明する。クイズを実施した場合は簡単に解説し、ポイントをスコアに加算するように告げる	
	23分	○ゲームを実施	【カードを引く】 ・カードを引くマスに止まったら、ボードに配置したカードの山の一番上から1枚ひき、他のプレイヤーにも分かるようにカードの内容を読み上げ確認する。ひいたカードは表にして手元におき、記録用紙にイベントとポイントの増減を記入する 【アクションカード】 ・カードをひいてすぐに使うことができる。すぐに使えない時は手元に置いておき、次の自分の番で使うことができる時に(サイコロは振らず)アクションすることを告げて使用する。アクション内容は記録用紙に記入する。 【詐欺師のコマ】 ・詐欺師のコマは、ボードの★詐欺師出現！のコマを最後に通過したプレイヤーがもう一度サイコロを振って動かす。詐欺師に追いつかれると、持ち点から200ポイントマイナスされる ・詐欺師は、移動先のマスの指示には従わずに進み、プレイヤーに追いついたら、追い越さずに止まる。追いつかれたプレイヤーは、マイナスをした後、詐欺師のコマをボード上の「アクションカードを引く」のマス(どこでも可)に移動させゲームを再開。詐欺師のコマが移動され、自分よりも前のマスにいた場合、追い抜くことは可能ですが、詐欺師と同じマスに止まったら200ポイントマイナスされる	・ゲーム開始後はグループをまわり、生徒の質問に応える ・ゲームのポイントや商法名に関心を奪われないように、事例内容に着目させる。 ・「消費生活センターに相談」アクションカードを使用した場合、相談員が問題点・対処法を伝える	
			○各自記録用紙に結果ポイントを記入し、順位を決める ○各自記録用紙のQ1. Q2に答える(付箋に記入)	・勝敗を決める ・Q1. 各自印象に残ったカードの内容 Q1. その理由 ・Q2. 各自ゲームをやってみた感想・意見を書く ・一位から順番に質問の回答を全員の前で発表し、ホワイトボードに貼る	・どんな感想・意見も否定しない ・日常生活で実行できそうな感想・意見を絞る
まとめ	15分	・被害対策	・契約・取引トラブルにあったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける。(家族や友達) ・契約・取引に関するトラブルの際、相談する機関が存在することを理解する。(各地の消費生活センター・司法書士・弁護士など) ・事業者と消費者との間には、情報の質・量・交渉力に格差があること、トラブルにあうのは恥ではないこと、相談機関があることを理解させる	自分が消費者であることの自覚を促し、消費者を守る法律があること、消費者センターを利用する意義を説明する	

■食生活の安全「食品成分と表示」(清涼飲料水を作ってみよう!)中学生 2 時限 100 分 プログラム No.3

区分	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	<ul style="list-style-type: none"> 清涼飲料水にはどれくらいの砂糖が入っているか考える 	<ul style="list-style-type: none"> 講座の概要を理解する 実験器具の取扱い注意事項を聞く 500mlの清涼飲料水に入っている砂糖のグラム数をクイズで考える 答えは糖度計で量って確かめる 1本の清涼飲料水には50gの砂糖が入っていることを認識する 	<ul style="list-style-type: none"> 実験中ふざけて、事故がないよう最初に促す 果汁100%のジュースと清涼飲料水の違いを説明 清涼飲料水の味について質問する 10g、30g、50g、70gの砂糖を見せどの分量が入っているか答えさせる 紙コップで各グループに配布 糖度計の使用方法を教える 10度=10%、500mlの10%=50ml=50gであることを説明する 	
展開	清涼飲料水を作成する(実験)	<ul style="list-style-type: none"> 10%の砂糖水を作成し、糖度計で量り10度になるかどうか確認する ①秤のスイッチを入れる ②ビーカーをのせて目盛を「0」にする ③皿に砂糖があり50になるように少しずつ入れる ④水を500ml入れる ⑤マドラーで混ぜ砂糖を溶かす ⑥糖度計で10%か確認する ⑦本当に同じ甘さか紙コップに数滴入れて飲んでみる ⑧市販の清涼飲料水と同じか?市販はすっきりしている。この味で500mlを飲みきれようだろうか? ⑨食品表示を見る <p> ・一番最初に記載されているものは何か確認し、砂糖が一番多いことを認識する ・次に、実際に味を良くするために、どんなものが入っているのかを一つずつ確認しながら、味の移り変わりを体験する </p> <ul style="list-style-type: none"> ①クエン酸5gを入れて飲む ②香料を入れて飲む(レモンエッセンス3滴を入れ混ぜる) ③炭酸水素ナトリウムを入れて飲む(2.4g全て入れる→泡が出るため1・2度混ぜて透明になるまで放置する) 	<ul style="list-style-type: none"> 500mlで10%の砂糖水を作成する手順を説明する 出来上がりを実際に食し、清涼飲料水との味との違いは何か?それはどうしてか?表示を確認するよう促す 食品表示は、原則全て入っているものを記入しなければならないことを説明し、原材料の欄は多く入っている順に記載されていることを確認させる その他に味を良くしたり、色をよくしたり、腐敗を防ぐためなどの目的で他の物質も入っていることを説明する それぞれの段階で試飲させながら子供たちに甘さの移り変わりの感想を聞く 	

区分	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
展 開	<ul style="list-style-type: none"> ・甘さ(砂糖)は生きていくために必要な三大栄養素であることを知る ・エネルギー(カロリー)について学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほかの物質を入れることで味が変わり飲みやすくなっていることを再確認する ・ブドウ糖は頭を働かせることや走ったりするために必要なものであることを理解する ・清涼飲料水のラベルの表示にはどんなことが書いてあるかを確認し、代表者が発表する 	<ul style="list-style-type: none"> ・味が変わり飲みやすくても実際は砂糖 50gであることを振り返る ・三大栄養素の一つブドウ糖は体の運動に必要なエネルギーとなること。また、そのエネルギーをカロリーと言うことを説明する ・エネルギーは取りすぎると、肥満・虫歯・ペットボトル症候群などになるの危険性があるため、バランスよく摂取することを勧める ・1日のおかしの量の基準を示し、清涼飲料水は水やお茶として考えるのではなく、食品として考えることを説明する ・おやつについて説明する(取り方・消費するためのカロリー・どのおやつは何キロカロリーなど) 	<ul style="list-style-type: none"> PP (栄養素) (カロリー) (バランスガイド) (栄養成分表示) 急性糖尿病の新聞記事 (食品添加物)
	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示について 食品添加物の目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・「原材料名(食品添加物)」「賞味期限(消費期限)」「アレルギー表示」 ・指定添加物と既存添加物 ・調べてみよう「おやつの添加物」(グループごとに)表示を確認し、どの食品添加物が入っているのか発表する ・天然着色料と合成着色料市販の清涼飲料水の赤色は何か表示で確認する紙コップの中のえんじ虫5個を試験管に入れ色の変化を確認する ・合成着色料の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品には表示義務があり、原則配合割合が多い順に全てが表示されている ・添加物の目的を伝え、「指定添加物」「既存添加物」があること、国で安全性と有効性が認められたもの以外、製造・輸入・使用が禁止されている。 ・身近な「おやつ」の表示を実際に生徒に確認してもらい表示見て購入する習慣を促す。(食品添加物の回答を拡大表に記載する)(どの食品には何が使用されているか・危険性・指定と既存添加物の違いなど) ・着色料で天然だから安全か、実際にコチニール色素の抽出実験から、天然には未検査の着色料もあり、最近ではアレルギーを誘発するという検査結果もある。 ・合成着色料(タール系色素)は石油からできていて、中にはアレルギーを誘発すると検査結果が出ているものもある 	<ul style="list-style-type: none"> くらしのノート 消費者庁の注意喚起
ま と め	<ul style="list-style-type: none"> ・表示を確認する ・相談機関の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品購入時には必ず表示を確認し、食事のバランスなどを考えて購入するように心がける 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示の確認を習慣づける ・付箋に今日学んだこと・今後きをつけることを書き出し、発表する。 ・商品で何かトラブルにあった時には、消費生活センターに相談ことを伝える 	

(プログラム No. 4)

■買い物ゲーム「環境について」

カレーライスをつくることを想定し、グループ毎にレシピに沿った材料を予算の範囲内で模擬店から購入し残金を競います。

購入後、容器包装に処理費用がかかることを学び、主体的に環境に配慮しつつ、自分にとって本当に必要なものは何かを考え、購入することのできる消費者を目指すことを目的に実施します。



(プログラム No. 12)

■インターネット・携帯電話モラル授業 ★専門講師を派遣します！

スマホの所有率が低年齢化しているなか、その便利性と裏腹に個人情報の流出やインターネット通販、オンラインゲームの課金等の被害が深刻な状況になっています。

SNSによる「炎上」「著作権侵害」「長時間利用」「副業サイト」への誘引による被害についても事例等を紹介しながら、情報モラルの必要性や情報に対する責任について学習します。



■守ろう環境、生かそう資源「買い物ゲーム」

中学生2時限100分 プログラムNo.4

区分	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	5分	○スタッフの自己紹介 テーマ説明「暮らしとごみ」 グリコンスーパーの説明と目的を話す	・1グループ4、5人で構成し 5グループ作る	・グリーンコンシューマーを生徒に目指してもらう	買い物ゲーム準備
	10分	○ゲームのルール説明 (5分説明) (5分話し合い)	・配布された買い物ゲームルール表、ポンの確認 ・グループでどのようなカレーを作るか話し合う(肉またはシーフードにするかなど)	<ルール説明> ①7~8人グループで5人分のカレーの材料を買うことを説明する ②チームでどんなカレーにするか相談させる ③レジで精算したチームから表におつりの額を記入させる ④おつりの多いチームが勝つ説明	買い物ゲームルール表 カレーの材料 ボン(お金の代外)の配布
展開	20分	○ゲームを開始 (ゲーム実施20分)	・グループ毎に模擬店舗で人数分の材料を選び、レジ(会計)で <お買い物券>で支払う ・おつりの金額をレジ係が<おつり券>に記入し、精算する	・きちんとメンバーで相談しながら買い物を進めていく ・状況によっては制限時間のカウントダウン 既にすべてのグループが机に座っているときは不要	タイマー 結果表
	7分	○ゲームの結果を発表する	・おつりの金額をグループごと 発表し、<ゲーム結果表>に板書 ・どこのチームのおつりが多いか検証する ・上位のチームからどんなことに気をつけて購入したか聞く ・何か気付いたことがないか生徒に聞く ・他の児童の発表から、さまざまな買い方があることに気づく	・商品の裏側に書いてある数字のポイントに誘導させる	
	8分	○処理費の説明	・買い物から出た容器包装を分別し、併せてゴミの分別の仕方を確認する ・収集したゴミはどこに行くのか確認する(ゴミの流れ) ・その時の経費(処分場やセンターの建設費、運営、処理費等)を話す ・市のゴミの排出量は? ・ゴミの処理費の一人あたりは?	・各容器包装の<処理費ポイントシール>への気づきを促す ・この処理費は本来税金から支払われるが、このゲームではおつりから支払ってもらうことを説明する	処理費のポイント (現物説明) ゴミ分別の実物レイアウト
	10分	○ワークシートを使って処理費の計算をさせる	・表に処理費を記入させる		ワークシートを配る 結果表
	10分	○環境への影響を考えた消費生活	<説明> ・広がる環境問題 ・容器包装リサイクル法 ・買い物から出た容器包装を分別し、併せてゴミの分別方法を確認する ・環境に関するマーク ・3Rの説明 ・食品ロス ・輸送コストなど	・地球規模の環境問題を知り環境への負担を減らす取り組みができる ・環境情報を理解し持続可能な社会に向けての取り組みができる	くらしのノート P46~54 教科書公民 P182~183 P194~195 P216~225 P230~236 技術・家庭 P172~173 P283~289
	10分	○士別市の分別にチャレンジ	・各グループから1名代表者が前に出て士別市の分別方法にチャレンジする(ペット・ビン・カン・カップヌードル・牛乳パックなど)	・実際に士別市の分別方法を知り生活に生かす	分別する箱 ゴミ
まとめ	15分	○「ゴミを減らす生活・環境にやさしい買い物をしよう」をテーマにグループで意見をまとめる ○グループで発表する	・ゴミを出さないように買い物をするにはどうしたらよいか、ゴミを減らすアイデアを出す ・アイデアカードをグループで発表し合い5枚カードに記入 ・ホワイトボードにアイデアの種類ごとに貼り出していく	・発言のない子どものアイデアを見てまわる ・楽しく、知恵をあわせていく全員参加型のゲームにする ・どんなアイデアも否定しない ・日常生活で実行できそうなアイデアを絞る	アイデアカード
	5分	○生徒に授業の感想や環境についての取り組みを聞く	・できるだけ生徒の意見を尊重する ・事例を通して生徒に問題点や改善点などを伝える	・暮らしを見直すことの重要性、子どもの「気づき」を促す ・環境に配慮した商品の選び方 ・未来の環境をイメージさせる	

消費者教育特別支援巡回事業（ネット・スマホのモラル教育）

（訪問）による授業

日程 2026年7月8日(水)・9日(木) / 10月21日(水)・22日(木)

授業テーマ

デジタル社会の中心で情報を上手に利用して活躍するために ～ネットの情報に、騙されず、トラブルに巻き込まれない利用者になろう～

講師 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会(Grafsec) 常務理事

株式会社ラック 次世代サイバー技術開発本部サイバー・グリッド・ジャパン

コグニティブセキュリティ研究グループ シニアコンサルタント 吉岡 良平 氏



■講師プロフィール 吉岡 良平（よしおか りょうへい）氏

青少年が利用するフィルタリングの審査を行う第三者機関であるモバイルコンテンツ審査・運用監視機構（略称：EMA）の事務局長を経て、2015年情報セキュリティ企業の株式会社ラックに入社。研究組織であるサイバー・グリッド・ジャパン ICT 利用環境啓発支援室のシニア・フェロー及び一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会（略称：Grafsec）常務理事、デジタル庁のデジタル推進委員として全国各地における情報モラル、情報セキュリティ、情報リテラシー等の啓発・地域支援活動を行なうほか、地域が自ら啓発を行なう体制整備とセキュリティ意識の普及に務めている。また子どもを性犯罪の被害から守るための日本版 DBS（子ども性暴力防止法）の施行に向けて、その運用の検討委員も務める。東京都在住

※通常の座学以外にカードゲーム「リテらっこ」を使用した授業（2時限必要）も実施可能です。

ご興味のある学校は、以下のURL を参考にいただき、詳細は消費生活センターにご相談ください。
https://www.lac.co.jp/lacwatch/media/20241217_004231.html

■訪 問（小・中・高校生対象）日程：通年

講師 e-ネットキャラバン（総務省）

【授業内容】

ネット依存・ネットいじめ・ネット誘引・ネット詐欺等の実態、その対処法（予防策）等について、パワーポイントを用いて実施します。

「小学3・4年向け」「小中学生向け（小5年～）」「中高校生向け」

【備 考】授業は10時30分からの対応となります。

児童生徒・保護者・教員数が15名以上に限定されております。

2025年度消費者教育授業風景（中学校）

■インターネット・スマホ安心・安全講座《特別支援巡回事業》（5校）

小・中・高生の消費者トラブルの代表的なものにインターネット・携帯電話があります。情報通信を活用するうえで知っておくべきルールやマナー、そこに潜む危険性など、具体的な事例を交えてパワーポイント学習を専門講師により実施しました。

●2025年7月9日(水)

幌加内中学校 15名(1年生7名・教員3名・保護者5名)
講師:株式会社ラック 吉岡氏



●2025年7月9日(水)

士別南中学校 62名(2年生58名・教員4名)
講師:株式会社ラック 吉岡氏



●2025年7月10日(木)

士別中学校 160名(全学年130名・教員30名)
講師:株式会社ラック 吉岡氏



●2025年10月23日(木)

和寒中学校 88名(全学年74名・教員14名)
講師:株式会社ラック 吉岡氏



●2025年10月24日(金)

上士別中学校 25名(全学年14名・教員11名)
講師:株式会社ラック 吉岡氏



■消費者教育事業(2025年度小中高校消費者教育)

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
		士別市消費者教育支援「消費者教育プログラム」「くらしのノート」配布事業	小中高校生を対象に「消費者教育支援プログラム」「くらしのノート」を作成し、児童・生徒のみならず教員に配布することで、消費者教育授業の推進を目指す。 【実施内容】①消費者教育支援プログラムの差替え部分の配布②くらしのノートの配布(中学1年生徒及び赴任教員分) 【配布数】「消費者教育プログラム」28冊:各学校1冊・広域町行政及び教育委員会各1冊(士別市12冊・広域14冊)・「くらしのノート」士別市120冊・広域14冊	1市3町小・中・高校20校	4月22日(火) 15:00~16:00	相談員1名
高1	1~2	士別東高等学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】eネットキャラバン(KDDI株式会社)塚原幸代氏・士別地区広域消費生活センター 佐々木晃彩子 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、課金トラブル、誹謗中傷、消費生活センターに寄せられるネットトラブル事例 【資料】パンフレット「気楽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	全学年・教員	4月25日(金) 13時25分~15時15分 5・6時限目 多目的教室	(30名) 生徒20名・ 教員10名
中1	3	幌加内中学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットイジメ・ハラスメント、フィルタリングやペアレンタルコントロールの未利用 【資料】パンフレット「気楽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	1年生・教員・保護者	7月9日(水) 10時35分~11時25分 3時限目 1年生教室	(15名) 生徒7名・ 教員3名 保護者5名
中2	4	士別南中学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットイジメ・ハラスメント、SNSに起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	2年生・教員	7月9日(水) 14時25分~15時15分 6時限目 2Fホール	(62名) 生徒58名・ 教員4名
小1	5	士別南小学校(安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】誹謗中傷、不適切投稿、ネットいじめ・ハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう!」・士別！くらしねっと情報	6年生・教員	7月10日(木) 9時30分~10時15分 2時限目 体育館	(49名) 生徒45名・ 教員4名
小2	6	剣淵小学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】誹謗中傷、不適切投稿、ネットいじめ・ハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害 フィルタリングやペアレンタルコントロールの未利用 【資料】パンフレット「ルールを守って楽しく使いましょう!」・士別！くらしねっと情報	6年生・教員	7月10日(木) 11時25分~12時10分 4時限目 視聴覚室	(14名) 生徒13名・ 教員1名
中3	7	士別中学校(安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、誹謗中傷、ネットいじめ・ハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・教員	7月10日(木) 14時25分~15時15分 6時限目 体育館	(160名) 生徒130名・ 教員30名
高2	8~9	豊富高等学校(契約・取引) 教科:家庭科	■契約の基礎から学ぶ悪質商法 【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子 【学習形態】パワーポイント/啓発動画学習 【内容】「契約の仕組みと悪質商法」①若者のトラブル件数・商品役務ランキング②契約の仕組み ③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・ネット通販)⑤被害対策 【学習形態】ロールプレイング学習 【内容】「悪質商法撃退:①マルチ商法②定期購入トラブル」 ①大学や専門学生に多く被害のある連鎖販売取引について寸劇で学ぶ ②若者が一番利用するSNSからのトラブル(ダイエットサブリの定期購入)事例を寸劇から学ぶ ・問題点や対処法を事例研究で発表する 【資料】・若者用クリアファイル・啓発用パンフレット「狙われる若者」・士別地区!くらしねっと情報その他	高校1年生・教員	9月10日(水) 10時50分~12時40分 3・4時限目 被服室	(26名) 生徒25名・ 教員1名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
小3	10	多寄小学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、誹謗中傷、不適切投稿、ネットいじめハラスメント 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	小学3～6年生・ 教員	10月23日(木) 9時30分～10時15分 2時限目 多目的ホール	(20名) 生徒17名・ 教員3名
中4	11	和寒中学校 (安全・情報) 教科:道徳	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットいじめハラスメント、出会い系サイトに起因する犯罪被害、SNS等に起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・ 教員	10月23日(木) 11時35分～12時25分 4時限目 体育館	(88名) 生徒74名・ 教員14名
小4	12	和寒小学校 (安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、健康被害、ネットいじめハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害、違法有害コンテンツ 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	5・6年生・ 教員	10月23日(木) 12時55分～13時40分 5時限目 体育館	(40名) 生徒36名・ 教員4名
高3	13	剣淵高等学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットいじめハラスメント、情報漏えい、架空請求・不当請求 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・ 教員	10月23日(木) 14時25分～15時15分 6時限目 視聴覚室	(67名) 生徒60名・ 教員7名
小5	14	士別小学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、健康被害、ネットいじめハラスメント、プライバシー権侵害 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	4年生・教員	10月24日(金) 10時35分～11時20分 3時限目 体育館	(44名) 生徒41名・ 教員3名
小6	15	上士別小学校 (安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、健康被害、ネットいじめハラスメント、プライバシー権侵害 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	3～6年生・ 教員	10月24日(金) 13時15分～14時00分 5時限目 体育館	(20名) 生徒17名・ 教員3名
小7	16	士別南小学校 (安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】ガンホー株式会社 笹木瞳 氏 【学習形態】オンライン学習 【内容】インターネットの安全な使い方(ゲーム・スマホのトラブル対策(時間・課金・対人)) 【資料】パンフレット「ガンホー株式会社が配布」・士別！くらしねっと情報	5年生・教員	10月24日(金) 13時30分～14時15分 5時限目 1・2組教室	(51名) 生徒47名・ 教員4名
中5	17	上士別中学校 (安全・情報) 教科:道徳	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】誹謗中傷、ネットいじめハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害、不必要な位置情報の付与 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・教員	10月24日(金) 14時10分～15時00分 6時限目 多目的ホール	(25名) 生徒14名・ 教員11名
小8	18～19	上富良野小学校 (安全・食品) 教科:学活・保健	■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」 【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子・その他相談員 【学習形態】簡易実験学習 【内容】①清涼飲料水の砂糖の量:5大栄養素・エネルギー(カロリー)②清涼飲料水作製簡易実験 ③表示の見方:原材料名・栄養表示・賞味期限(消費期限)・食品添加物など 【教材】くらしのノート・関連資料新聞記事・注意喚起チラシ	3年生・教員	11月7日(金) 11時20分～14時15分 4・5時限目 家庭科室	(48名) 生徒45名・ 教員3名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
小9	20~21	幌加内小学校 (契約・取引)	<p>■お金について考えてみよう「金銭教育お小遣いゲーム」</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子・藤井主事</p> <p>【学習形態】すごろくゲーム学習</p> <p>【内容】①必要性を考えて計画を立ててそれに沿って買い物ができる ②くらしを通じてお金の様々な役割を理解する ③友達の考えを知った上で、自分なりの考えを持ち、意思決定する態度を身につける</p> <p>【資料】お小遣いゲーム「ニーズ&ウオンツ」</p>	小学5・6年生 教員	12月1日(月) 13時15分～14時50分 5・6時限目 6年生教室	(18名) 生徒16名・ 教員2名
小P10	22~23	多寄小学校 (契約・取引)	<p>■お金について考えてみよう「金銭教育お小遣いゲーム」</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】すごろくゲーム学習</p> <p>【内容】①必要性を考えて計画を立ててそれに沿って買い物ができる ②くらしを通じてお金の様々な役割を理解する ③友達の考えを知った上で、自分なりの考えを持ち、意思決定する態度を身につける</p> <p>【資料】お小遣いゲーム「ニーズ&ウオンツ」</p>	小学1～6年生 町民 教員	12月10日(水) 13時15分～14時50分 5・6時限目 7年生教室	(18名) 生徒16名・ 教員3名
高4	24~25	士別翔雲高等学校 (契約・取引) 教科:総合的な探求 の時間	<p>■契約の基礎から学ぶ悪質商法</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】パワーポイント/動画学習</p> <p>【内容】①若者のトラブル件数②契約の仕組み ③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・マルチ商法)⑤被害対策</p> <p>【学習形態】ロールプレイング学習</p> <p>【内容】「悪質商法撃退:①マルチ商法②定期購入トラブル」</p> <p>①大学や専門学生に多く被害のある連鎖販売取引について寸劇で学ぶ</p> <p>②若者が一番利用するSNSからのトラブル(ダイエットサプリの定期購入)事例を寸劇から学ぶ</p> <p>・問題点や対処法を事例研究で発表する</p> <p>【資料】副読本「くらしのノート」・クリアファイル・啓発用パンフレット「日本訪問販売協会」・士別地区!くらしねっと情報</p>	高校3年生・ 教員	1月28日(水) 10時55分～12時45分 3・4時限目 準備室	(109名) 生徒105名・ 教員4名
中6	26	滝上中学校 (契約・取引) 教科:家庭科	<p>■消費者トラブルの現状と未然防止</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】ダイヤモンドランキング/パワーポイント/啓発動画学習</p> <p>【内容】①若者のトラブル件数②契約の仕組み ③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・マルチ商法・ネット通販)⑤被害対策</p> <p>【資料】副読本「くらしのノート」・若者用クリアファイル・啓発用パンフレット「狙われる若者」・士別地区!くらしねっと情報</p>	中学2年生・ 教員	2月3日(火) 13時25分～14時15分 5時限目 2年生教室	(13名) 生徒12名・ 教員1名

■教員・保護者・その他学校関係機関を対象とした研修会

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
P1~2	27~28 29~30	e-ネット安心・安全 講座Plus	<p>■インターネット・携帯電話安全教室</p> <p>【講師】士別地区広域消費生活センター 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】パワーポイント学習</p> <p>【内容】ネット依存、ネットいじめハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害、フィルタリングの重要性</p> <p>【資料】パンフレット「電気通信サービスQ&A」・士別!くらしねっと情報</p>	社会福祉法人児 童養護施設旭川 育児院 教職員	6月18日(水) 7月16日(水) 13時00分～14時30分 会議室	教職員28名 教職員21名
P3	31~32	子どものネット被害 を防ぐための研修会	<p>■子どものネット被害を防ぐための研修会</p> <p>【講師】株式会社ラック 吉岡良平・尾方佑三子 氏</p> <p>【学習形態】パワーポイント学習・カードゲーム「リテラッコ」</p> <p>【内容】日々、身近になっているデジタル時代のリスクに備える～大人も子どももトラブルから身を守るために～</p> <p>【資料】パンフレット「撃退迷惑メールゼロトラスト」・士別!くらしねっと情報</p>	教員・PTA・消費 者協会理事・市 民等	7月9日(水) 17時00分～18時50分 市役所	PTA・教員15名
P4	33	インターネット特別 巡回事業	<p>■インターネット・携帯電話安全教室</p> <p>【講師】士別地区広域消費生活センター 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】パワーポイント学習</p> <p>【内容】・SNSとは ・インターネットに潜む危険 ・対策のまとめ ・インターネット通販</p> <p>【資料】パンフレット「そのメール詐欺カモ」・士別!くらしねっと情報</p>	剣淵小学校教 員・PTA	2月18日(水) 14時30分～15時00分 体育館	(50名) PTA40名・ 教員10名

士別地区広域消費生活センター(士別市役所暮らし安全課 担当 佐々木・真田) 行き

FAX 0165-23-4790

[メールアドレス:kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp](mailto:kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp)

申込日 年 月 日

消費者教育支援プログラム申込書

区 分	内 容			
学 校 名			担当者名	
※ 実 施 希 望 日	【第1希望】	年 月 日(曜日)		
	【第2希望】	年 月 日(曜日)		
※ 実 施 時 間	【第1希望】	: ~ :	(時限目)	
	【第2希望】	: ~ :	(時限目)	
(クラスごとを希望する場合)	【 クラス】	: ~ :	(時限目)	名
	【 クラス】	: ~ :	(時限目)	名
	【 クラス】	: ~ :	(時限目)	名
対 象 ・ 参 加 予 定 人 数	名 (内訳:児童生徒 学年 名・教員 名・保護者その他 名)			
申 込 者 連 絡 先	〒			
	TEL	FAX	e-mail	
開 催 場 所	教室			
希望する消費者教育テーマ		プログラムNo.	実施教科	
※ 具 体 的 な 内 容				
備 考	※必ず事前に、担当教科の先生と打合せをさせていただきますので、連絡がつく時間をお教え下さい。			

※ 学校等で、クラス毎に実施する形を希望される場合には、その旨わかるように、「講座時間」や「対象人数」をご記入ください。

※ 「士別市消費者教育支援プログラム」を利用した授業・講座等を開催されたことがありますか？(レ印をつけてください。)

昨年利用した。 昨年ではないが、以前利用したことがある はじめて利用する。